

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 農業振興地域の整備に関する法律第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則 五三
- 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則 五五

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 五五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五五
- 地籍調査の成果について認証した件 五七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五七
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五九

公 告

- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 五九
- 福島海区漁業調整委員会 五九
- 漁業法により指示する件 五九

規 則

農業振興地域の整備に関する法律第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則及び農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替

え等に関する規則をここに公布する。
平成二十八年十一月一日

福島県規則第七十号

農業振興地域の整備に関する法律第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則

（福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え）

第一条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。）に規定する審査の申立てについての法第十一条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項（法第九条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三条、第五条及び第六条第一項において同じ。）	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。）第十一条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項
第二条	法	法及び行政不服審査法
第三条	第三十八条第一項	第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第四条	前条	第十条第一項において準用する前条
第五条	第三十八条第一項	第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項

審査請求	審査の申立て
審査庁	知事

福島県知事 内堀雅雄

第六条第一項	第三十八条第一項	第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
<p>（福島県行政不服審査法施行細則の規定の準用） 第二条 福島県行政不服審査法施行細則（平成二十八年福島県規則第四十九号。以下「規則」という。）第一条から第四条までの規定は、法に規定する審査の申立てについての法第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第一条	<p>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が定める方法</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。）第一条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により知事が定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）</p>
第二条第一項	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類</p>	<p>電磁的記録の種類</p>
第三十八条第一項	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類</p>	<p>電磁的記録の種類</p>
第十一条第七項	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）</p>	<p>電磁的記録の種類</p>

第二条第二項	第三条第一号	第十条第一項において準用する手数料条例第三条第一号
第三条第二号	第三条第二号	第十条第一項において準用する手数料条例第三条第二号
第三条第一項	第六条第一項	第十条第一項において準用する手数料条例第六条第一項
第三十八条第一項	第三十八条第一項	第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
法第十一条第二項	法第十一条第二項	行政不服審査法第十一条第二項
前項	前項	農業振興地域の整備に関する法律第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則（平成二十八年福島県規則第七十号）第二条において読み替えて準用する前項
第三十八条第一項	第三十八条第一項	第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第一条	第一条	第十条第一項において準用する手数料条例第一条
第四条	<p>行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八条の二において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項</p>

に規定する審査庁が定める方法	の規定により知事が定める送付に要する費用の納付の方法
----------------	----------------------------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(農業担い手課)

福島県規則第七十一号

農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則

(福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え)

第一条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。)第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合についての法第十三条の五において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十九条第七項の規定による異議の申出についての土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第二十号)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第三十八条第一項(法第九条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三条、第五条及び第六条第一項において同じ。)	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。)第十三条の五において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十九条第九項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項
第二条	法	土地改良法及び行政不服審査法
第三条	第三十八条第一項	第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項

第四条	前条	第十条第一項において準用する前条
-----	----	------------------

第五条	第三十八条第一項	第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
-----	----------	--

審査請求	異議の申出
------	-------

第六条第一項	第三十八条第一項	第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
--------	----------	--

第二条 (福島県行政不服審査法施行細則の規定の準用)

第二条 福島県行政不服審査法施行細則(平成二十八年福島県規則第四十九号。以下「規則」という。)第一条から第四条までの規定は、法第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合についての法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の規定による異議の申出についての土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第三十八条第一項に規定する審査庁(法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)が定める方法	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。)第十三条の五において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十九条第九項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定により知事が定める電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することが
-----	--	---

第三条第二項各号列記以外の部分	前項	法第十一条第二項	第三十八条第一項	第六条第一項	第三条第二号	第三条第一号	第三十八条第一項	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別	電磁的記録の種別	できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された事項の表示の方法
	農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項	行政不服審査法第十一条第二項	第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項	第十条第一項において準用する手数料条例第六条第一項	第十条第一項において準用する手数料条例第三条第二号	第十条第一項において準用する手数料条例第三条第一号	第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項			

<p>告示</p> <p>福島県告示第六百七十六号 公印を次のように改刻し、平成二十八年十一月一日その使用を開始する。 平成二十八年十一月一日</p>	<p>附則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(農業担い手課)</p>	<p>第四条</p> <p>行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項</p>	<p>第一条</p> <p>第三十八条第一項</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第一条</p>	<p>第十條第一項の規定により知事が定める送付に要する費用の納付の方法</p>	<p>法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則（平成二十八年福島県規則第七十一号）第二条において読み替えて準用する前項</p>
		<p>第十條第一項において準用する手数料条例第三条第二号</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第三条第一号</p>	<p>第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第一条</p>	<p>第十條第一項の規定により知事が定める送付に要する費用の納付の方法</p>

職印

福島県知事 内堀 雅 雄

23	番号	公印の名称	印	影	公印管理者
		福島県現金出納員印(福島県立安達高等学校用)			
		福島県立安達高等学校の福島県現金出納員			

(文書法務課)

福島県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十一月一日から同年十二月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六十五番地
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
 - 1 交通に係る事項
株式会社ツルハの出店に伴い、駐車場収容台数の減(六十一台の減)及び来客数の増加が見込まれることから、繁忙時における交通整理員の適切な車両誘導について配慮すること。
 - 2 防犯対策に係る事項
具体的な取組に記載されたとおり、防犯カメラ・照明設備の適切な箇所への設置や従業員による巡回・声かけ、店内放送の実施等、防犯及び非行防止に配慮すること。
 - 3 騒音の発生に係る事項
環境基本法、福島県生活環境の保全等に関する条例、福島県悪臭防止対策指針等関連法令を遵守するとともに、騒音指定施設に該当する場合は、遅滞なく届けること。
 - 4 廃棄物に係る事項
リサイクル品等の分別を徹底し、生ごみの資源化など廃棄物発生抑制に努めること。

こと。

なお、事業系一般廃棄物の収集運搬については、須賀川地方衛生センターへ直接搬入するか、市の許可業者に委託すること。

5 街並みづくりに係る事項

- (一) 都市計画法について
届出地は、都市計画区域外にあり、都市計画法の規制を受けない地域であり、特に支障なし。
- (二) 景観法について
届出地は、景観計画区域になっており、県中地方振興局県民環境部県民生活課に届け出の有無を確認すること。
- (三) 屋外広告物について
店舗新設にあたり、新たに屋外広告物を設置する場合は、許可申請を行うこと。

6 その他

- (一) 建築確認申請の手続きを行うこと。
- (二) 建築基準法第六条(申請先は県又は民間となる)
人にやさしいまちづくり条例の届出を行うこと。
- (三) 人にやさしいまちづくり条例第十二条(物品販売業を営む店舗で用途面積が二百平方メートル超のため。須賀川市役所建築住宅課に提出。)
省エネ法の届出を行うこと。
- (四) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条の二(床面積三百平方メートル以上のため。県中建設事務所に届出。)
建設リサイクル法の届出を行うこと。
- (五) 建設リサイクル法第十条(五百平方メートル以上の新築のため。県中建設事務所に届出。)
- (六) 汚水処理は、農業集落排水処理区域である。
- (七) 災害時の駐車場などの店舗敷地の一時利用や支援物資の供給については、今後、事業者と具体的な協議を進めて参りたい。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年十一月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称
須賀川市
- 二 成果の名称
須賀川市滝の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から平成二十八年十月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成二十八年十一月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第六百八十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年十月十四日次のとおり指定した。

平成二十八年十一月一日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

会津よつば農 会津若松市扇町三 平成二八年一〇月一四日から
業協同組合 五番地一 平成三三年九月三〇日まで
組合只見支店
南会津郡只見町大字
黒谷字町一八〇番地

（出納総務課）

公 告

公告第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十八年十一月一日

土地改良事業を行つ 地区名 土地改良事業の 施行認可の年月日 工事の完了年月日
た者の名称 種類
後田地区土地改良事 後田 農業基盤整備促 平成二六年一月八 平成二七年三月二
業共同施行 進事業 日 七日
（農村計画課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月一日

福島海区漁業調整委員会
会長 新 妻 芳 弘

一 指示の内容

1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までとする。